

東広島市立寺西小学校

いじめ防止基本方針

—すべての児童が生き生きとし安心安全に学校生活が送れるように—

◆ はじめに ◆

今、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。このため、本校では、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童児童の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童の問題行動等児童指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 実施体制(いじめ防止委員会)

委員は、校長が指名し、生徒指導主事を長とし、次の教職員で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー

III いじめ防止にかかわる具体的な取組

1 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

① 実態把握

- ・児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくこと

- ・児童及び保護者への意識調査を、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う

② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・教職員の協力協働体制

- ・自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

③ 道徳教育の充実

④ 保護者や地域の方への働きかけ

2 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

① 早期発見のための手だて

- ・日々の観察

- ・教育相談

- ・いじめアンケート

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童を守ることを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

<いじめ対応の基本的な流れ>

いじめ・問題行動等の対応マニュアル

事案発生・確認

一次対応(初期対応)は発生・確認の
その日に行う。

報連相確認(管理職・関係職員)

関係機関連携
市教委・PTA会長
警察・病院等

事実確認

・組織で対応(担任, 担当者, 管理
職によるプロジェクト)

対応の検討

・プロジェクトチームによる対応
(指導とケア)検討
・管理職の最終指示

報連相確認

・報告→管理職
関係職員
・常時報連相確認を続ける。

関係機関連携
市教委・PTA会長
警察・病院等

加害者・被害者への対応 (指導とケア)

・謝罪・反省・ケア
・事実に基づく納得性のある指導

保護者連携(信頼され る対応)

・スピーディに
・事実を正確に
・学校として謝罪すべきは
誠意をもって
・言葉遣いに気を付ける

1 次対応の検証

・全職員情報共有化
・対応の状況確認

一次対応(初期対応)

☆危機管理の
さ・し・す・せ・そ
☆ほうれんそう
(報連相)
☆ヒヤリハット
(1:29:300の法則)

全体指導

・学級や学年, 登校班など
(個への配慮のもと)

継続指導

・観察, ケアの継続

保護者連携(信頼され る対応)

・該当児童の様子
・以後の指導の様子
・今後の指導について

2 次対応の検証

・全職員情報共有化
・対応の状況確認
・定期的な報連相確認

二次対応

日常の未然防止(学級づくり, 授業づくり, 居場所づくり, 実態把握と対応)